

令和6年度 原村地域づくり支援事業補助金 申請要領

◇事業の趣旨

原村では、地域の特性や資源を生かした魅力と活力のある地域づくりを推進するため、村民及び若者が主体となって実施する公益性が高く地域の活性化を推進する活動に対して、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

◇補助対象団体

行政区、自治会、ボランティア団体、NPO団体、サークル・グループ等の団体のうち、次のすべての要件に該当する団体を対象とします。

- (1) 構成員が5人以上であり、かつ、20歳以上の者が1人以上含まれていること。
- (2) 村内で主たる活動を行う団体であること。
- (3) 構成員の過半数が村内に在住、在勤及び在学している者若しくは学生の場合は実家が村内にある者であること。
- (4) 規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明らかである団体であること。
- (5) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体であること。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではなく、かつ、当団体の構成員に暴力団又は暴力団員との関係を有する者がいないこと。
- (7) 若者地域づくり挑戦事業については、概ね25歳未満の者で構成されていること。

◇補助対象事業

(1) 補助対象となる事業

当団体が自ら実施主体となる公益的な事業で、地域活性化や地域づくりに寄与する事業とし、次に掲げる事業です。

補助対象となる事業	活動の例示
①地域づくり推進事業 ア 地域課題及び社会的課題の解決が図られる事業 イ 地域交流を促進するため創意工夫が認められる事業 ウ 先駆的及び独創的な工夫及びアイデアが認められる事業 エ 村民の満足度が高まり、具体的な成果及び効果が期待できる事業	防災・防犯研修会、危険箇所マップ作成、防犯・交通安全パトロール、交通安全教室、健康教室、高齢者・障がい者等の外出支援、子育て支援、親子参加イベント、世代間交流イベント、子どもの居場所づくり、地域リーダー研修会への参加、国際交流活動
②環境保全推進事業 ア 景観保全、エネルギー再生活動など本村の自然の魅力を発信する活動で具体的な成果及び効果が期待できる事業 イ 環境保全活動に際し先駆的及び独創的な工夫及びアイデアが認められる事業	環境学習教室、自然観察会、美化活動、景観保全活動、植樹活動、3R活動 ※3RとはReduce(リデュース=廃棄物を出さない)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル)

	＝再資源化する）の略称
③地域活動継承事業 ア 歴史、文化、自然等地域資源の活用により地域活動貢献に資する継承的事業	講演会・研修会・フォーラムの開催、文化芸術の振興、舞踊等の伝統芸能の承継、鏝絵技術の承継
④若者地域づくり挑戦事業 ア 地域の活性化の創出につながる事業 イ 地域の魅力を発掘し、内外に発信する事業 ウ 若者が地域づくりについて考える機会を創出する事業	講演会・研修会、映画・演劇・音楽等鑑賞会、地域の宝発掘・保存活動、地域イベント開催

(2) 補助対象とならない事業

- ① 事業内容が法令等に違反する事業
- ② 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- ③ 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- ④ 申請者が主体的でない事業
- ⑤ 国、県、村等の公的機関から他の助成を受けている事業
- ⑥ 実績報告の報告期限内に完了しない事業

◇補助対象となる経費（実績報告時に購入等の内容が分かるレシート又は領収書の写しが必要）

項目	対象となる経費例
① 報償費	外部講師や指導者の謝礼
② 旅 費	外部講師や指導者を招く交通費
③ 需用費	事務用品、会議・研修資料等の印刷製本費、事業実施に必要な燃料費
④ 役務費	事業に係る郵便料や各種申請手数料
⑤ 委託料	会場設営費、警備委託費
⑥ 工事請負費	事業に係る工事費
⑦ 原材料費	作業を行う場合の材料代
⑧ 備品購入費	事業実施に必要で汎用性が低く単価1万円以上の物品購入費
⑨ その他の経費	その他村長が必要と認めた経費

◇補助対象とならない経費

項目	対象とならない経費例
① 団体の事務所等を維持するための経費	団体の運営費、家賃、光熱水費
② 団体の経常的な事業に要する経費	総会経費
③ 団体の構成員による会合の飲食費	作業、活動等に不可欠な飲み物は申請時に判断
④ 団体の構成員に対する人件費及び謝礼	構成員への謝礼や賃借料
⑤ 不動産の取得費	用地の取得費、賃借に要する費用、補償に係る費用
⑥ 租税公課	印紙税、固定資産税
⑦ その他村長が不相当と認める経費	汎用性のある備品購入費、個人給付等の補助的な経費、又

	スポーツ団体等の通常の交流大会経費、芸能団体等の発表会に係る経費、地域の定期的な行事（地区のお祭り、運動会、敬老会等）に係る経費、生涯学習や趣味的な活動費など
--	---

◇補助金の額

対象事業	補助率	限度額
①地域づくり推進事業	補助対象経費の 4/5	30万円
②環境保全推進事業		
③地域活動継承事業		
④若者地域づくり挑戦事業	補助対象経費の 10/10	15万円

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます

※補助金の額が5万円を下回る場合は補助金を交付しません

※事業に伴う入場料、売上などの収入は対象経費から差し引きます

◇申請方法

①申請期間 令和6年4月12日（金）から令和6年12月20日（金）まで
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）

②申請方法 【事前相談】

企画財政課企画係に申請事業の事前相談をしてください。

事前相談可能日：平日午前8時30分から午後5時15分

担当者が不在の場合があるため、お電話等で相談の予約をお願いいたします。

【提出】

事前相談時に「電子申請」のご案内をさせていただきます。

※郵送による申請は受け付けません。

※可能な限り、紙媒体ではなく、電子申請をお願いいたします。

※申請が予算に達した場合、申請期間内でも受付を終了する場合があります。

- ③申請書類
- ・地域づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・事業計画書（様式第2号）
 - ・収支予算書（様式第3号）
 - ・団体概要調書（様式第4号）
 - ・団体の規約、会則等
 - ・団体の構成員名簿
 - ・補助対象経費の積算根拠書類（見積書等）及びカタログ等
 - ・その他村長が必要と認める書類

◇実績報告

- ①報告期限 事業完了後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 19 日（水）のいずれか早い日
- ②報告方法 指定の報告書類を作成の上、電子媒体で企画財政課企画係に提出してください。
- ③提出書類
 - ・地域づくり支援事業完了報告書（様式第 9 号）
 - ・事業実績報告書（様式第 10 号）
 - ・収支決算書（様式第 11 号）
 - ・領収書等の写し
 - ・事業実施に係る記録写真、資料等
 - ・その他村長が必要と認める書類

◇事業実施報告

- ①報告期限 額確定通知後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 28 日（金）のいずれか早い日
- ②報告方法 額確定後に送付する書類を作成の上、電子媒体で企画財政課企画係に提出してください。
- ③提出書類
 - ・地域づくり支援事業実施事業報告書
 - ・事業実施に係る記録写真

◇その他

（1）事業内容の変更

補助金の交付決定を受けた後において補助事業の内容を変更（中止又は廃止を含む）しようとする場合は、あらかじめ「地域づくり支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 6 号）」を企画財政課企画係に提出し、承認を受ける必要があります。

（2）概算払い

補助事業の円滑な遂行上、必要と認められるときは、補助金の概算払いを受けることができます。概算払いを希望される場合は、事前に企画財政課企画係に相談する必要があります。

◇問い合わせ先

原村役場 企画財政課 企画係
電 話 0266-79-7942（直通）
メール kikaku@vill.hara.lg.jp